



久保田由夫 ほっと通信



NO. 82
2018. 10. 21
【部内資料】

発行 くぼたよしお事務所 ☎42-6361 fax 42-5630

<久保田由夫のブログ・フェイスブック・ホームページもご覧ください>

日本共産党



<季節の写真>

今年は、マツタケが大豊作です。普段は売っていないお店にもマツタケが置いてあります。

「まぼろしのノーベル賞」^{やまぎわかつさぶろう}山極勝三郎博士の秘話（NHK）

◆10月10日、放送された「まぼろしのノーベル賞」山極勝三郎博士を視聴した。◆山極氏は、世界で初めて人工発がん実験に挑戦。うさぎを使った人工がん実験がついに実をむすぶことに。◆実験がなかなかうまくいかなくても、「あきらめない」「日本人をガンから救いたい」との信念を貫き、結果を出したことでノーベル賞候補に。残念ながら落選したが、山極博士の死後に衝撃的な事実が分かることに。◆番組には、上田市立博物館や母校の上田三中也登場した。◆今年ノーベル賞を受賞した^{ほんじよたすく}本庶 佑氏は、記者会見で「生命科学に投資しない国は未来がない」「もうかっている分野にさらにお金をつぎ込んでいては、後れを取る。基礎研究を組織的、長期的な展望でサポートし、若い研究者が人生をかけて良かったと思える国になることが重要」だと強調。◆安倍政権は「選択と集中」により、基盤的な研究予算の削減を続けていますが、いまこそ転換が必要です。（由夫）

土屋市長が反対運動のある大規模な太陽光発電計画のある市内三カ所を現地視察・懇談



写真左から、長瀬中央自治会の金井地区を視察、飯沼自治会の大沢上流での視察、熊ノ森公民館にもどって関係者のみなさんと懇談。

<9月3日：三団体が市長に要望書を提出して懇談>

○主な内容

- 1 当該地籍への現地調査および関係住民との懇談実施
- 2 長野県における「林地開発許可制度」に対する適切な対応
- 3 「指導要領」および「ガイドライン」を踏まえた条例制定

<9月3日・市議会に請願書を提出>

○主な内容

- 1 太陽光発電設備について、防災、景観、環境の観点から適正な設置がされるよう立地の規制等に係る法整備を行うこと。
- 2 事業者が計画地を立地規制の対象となる場所から変更する場合でも、同じ買取価格を適用すること。
- 3 太陽光発電設備が FIT 法の認定基準に従い適正に設置されていることについて、国が責任を持って確認すること。
- 4 太陽光発電設備等に係る建築基準法の取扱いについては、現在の適用除外から適用対象とすること。
- 5 発電事業終了時や事業者が経営破綻した場合に、パネル等の撤去及び処分が適切かつ確実にされる仕組みづくり。

～市民の生命、財産を守ることは全てにおいて優先される～（市長答弁）

<9月議会・久保田由夫議員の一般質問・太陽光発電関係>

質問 現地調査と懇談は、早期に実施されることを期待しています。それから、現行法制上の制約は脇において、利益優先の企業活動と住民の安全と安心が対立した場合はどちらを優先すべきとお考えか、改めて市長の見解は。

市長答弁

先ほども触れましたように、市が市民の生命、財産を守ることは全てにおいて優先されるべきと考えております。そうした意味において当該問題に関しましては、市民を守る市の責務として厳正に対処してまいりたいと考えております。

○太陽光発電設備の立地規制等に係る法整備等を求める請願は、趣旨採択となりました。久保田由夫議員は、佐藤清正議員とともに紹介議員になり、請願に賛成討論をしました。

○「太陽光発電設備の立地規制等に係る法整備等を求める」意見書が採択され、国会及び関係行政庁へ送付されました。